ロビーチェア仕様書

１　物件の名称及び数量（撤去・廃棄：同数）

４人掛けロビーチェア　９台

２　納入場所

愛知県安城市桜町１８番２３号　安城市役所　本庁舎１階　市民課ロビー

３　納入期限

平成２６年１２月２６日（金）までの間で市民課の指定する日時

※概ね平日午後６時以降を予定

４　物品の購入概要

（１）本件の納入は、新規ロビーチェアの設置作業（据付、組立、調整）及び既存ロビーチェアの撤去・廃棄を含むものとする。

（２）納入品は、国内メーカー製で新品かつ同一メーカー製のものであること。
また、最新のカタログに記載されているものであること。

５　物品の仕様

（１）次の製品を例示品とする。

株式会社岡村製作所 2356BX-P592

※例示品以外の製品については、入札書提出前に同等品確認票（別紙）、カタログ写し及び椅子の布地サンプル帳を提出して承認を得ること。

（２）材質仕様

ア　張り材：ビニールレザー張り

イ　脚：スチールパイプ・クロームメッキ仕上又はブナ成型合板・ポリウレタン塗装

ウ　背・座：ウレタンフォーム

エ　肘：ポリプロピレン樹脂成型品又はポリウレタンフォーム

（３）外寸法　　Ｗ２１４５㎜×Ｄ５７０㎜×Ｈ７８０㎜×ＳＨ４２０㎜　程度

（４）肘掛数　　４つ以上

（５）色　青系

６　その他

（１）契約後、発注者と綿密な打合せを行い、実施図面を作成し、発注者の承認を得てからロビーチェアの製造にあたること。

（２）施工前に日時の調整等を行うものとする。

（３）設置場所については、必要に応じて担当者立会いの上、事前に確認を行っておくこと。

（４）作業にあたり施設使用者及び関係者に注意し十分な安全対策を図ること。

（５）設置に際し、施設に損害を与えた場合は、直ちに市担当者に連絡すると共に、納入業者の責任において復旧すること。

（６）備品の納入後１年間は、通常使用により故障した場合、無償修理に応じること。

（７）既存ロビーチェアの撤去・廃棄は、廃棄物処理法に基づき適正に手続きをすること。

（８）作業の際には、養生を施す等の措置をし、施設に汚損・棄損等がないよう注意して行うこと。

（９）作業時に発生する梱包材等の廃材は、受注者の責により構外処分すること。

（１０）本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、行うこととする。

問合せ先　担　当　市民生活部市民課庶務係　平井
電　話　０５６６－７１－２２６６
ＦＡＸ　０５６６－７７－１１０５
電子メール　shiminka@city.anjo.aichi.jp